

奈良県中小企業者等の事業の再生を支援するための中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十四号

奈良県中小企業者等の事業の再生を支援するための中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、奈良県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関し必要な事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者等 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。
- 二 求償権 保証協会が、信用保証協会法に基づく中小企業者等に係る債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する当該中小企業者等に対する債権をいう。
- 三 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であつて、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失の全部又は一部に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
- 四 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を使用することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納付しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第三条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄又は不平等譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）（以下「求償権の放棄等」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ知事に申し出なければならない。

2 知事は、前項の規定による申出があつた場合において、当該求償権の放棄等が次に

掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された再生に関する計画

二 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五百十八号）第三条第一項の規定により行われた調停（同法第十七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は同法第二十条において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十七条に規定する決定に基づき策定された再生に関する計画

三 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定又は同法第三十条の二第三項に規定する特定支援決定を行った事業者に係る再生に関する計画

四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「競争力強化法」という。）第二条第十五項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された再生に関する計画

五 競争力強化法第二百二十八条第一項の中小企業再生支援協議会が同条第五項の規定により決定した事項等に従い競争力強化法第二百二十七条第二項に規定する認定支援機関が行う同項第一号の指導又は助言に基づき策定された再生に関する計画

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が競争力強化法第三百三十三条第一号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援に基づき策定された再生に関する計画

七 中小機構が競争力強化法第三百三十三条第二号の規定により行う競争力強化法第二百二十七条第二項第一号の指導又は助言に基づき策定された再生に関する計画
（報告）

第四条 知事は、前条第二項の規定により回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（その他）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。